

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

企業間で連携し（品質向上、環境負荷低減、安全衛生、健康経営等）、サプライヤーの皆様と一緒に社会的責任に対する取組みを進めることで持続可能な社会の実現に向けて努めてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、双方合意の上で合理的な算定方式に基づき、十分に協議します。

②型管理などのコスト負担

不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了から一定年数を経過した場合、無償保管要請をせず保管が必要な型は下請事業者と十分な協議を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的に支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

不合理に片務的な秘密保持契約の締結を求めたり、取引上の立場を不当に利用して、ノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などを求めたりしません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、国連グローバル・コンパクトの人権、労働、環境、腐敗防止の4分野・10原則のほか、「LIXIL 人権方針」、「LIXIL 調達方針」および「調達先に関するコンプライアンス基本規程」に則り、健全なパートナーシップのもと、調達活動を推進します。また、当社のみならず、サプライチェーン全体を通じて、人権の尊重及び法令の遵守を求めてまいります。

2022年7月25日

株式会社 LIXIL

企業名

取締役 代表執行役社長 兼 CEO 瀬戸 欣哉

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。